安全就業基準(内規)

平成元年4月1日 基 準 第 1 号

(目的)

第1条 この安全基準は、公益社団法人熊谷市シルバー人材センター(以下「センター」という)会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業ができる事項を定めることを目的とする。

(会員の遵守義務)

第2条 会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の防止に努めなければならない。

(会員心得)

- 第3条 会員は、就業にあたっては、次の安全心得を守り、作業に従事しなければならない。
 - (1) 作業は安全第一を心がけ、急いだり、あわてたりしないこと。
 - (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
 - (3) 服装、履物は作業に合った動きやすいものにすること。
 - (4) 作業前には軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
 - (5) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
 - (6) 作業現場は、常に整理整頓を心がけること。
 - (7) 共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。
 - (8) 帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気をつけること。
 - (9) 健康には常に注意し、健康な状態で就業すること。
 - (10) 仕事の前日は、十分睡眠をとるように心がけること。

(作業別安全基準)

第4条 会員は、植木剪定、塗装、清掃等の作業に従事する場合は、別途定める作業別安 全就業基準を守り、安全就業に努めなければならない。

(安全保護具)

第5条 会員は、高所作業に従事する場合は、必ず安全帽(ヘルメット)を着用するとともに

必要に応じ命綱を使用すること。

2 会員は前項のほか、安全面で保護する必要のある作業に従事する際は、作業別安全 就業基準等に定める安全保護具を着用し、当該作業に従事しなければならない。

(交通災害の防止)

- 第6条 会員は、仕事場との往復時は、交通ルールを守るとともに交通事故に注意しなければならない。
 - 2 会員は、路上での作業に際しては、交通ルールを守るとともに、黄色の帽子、腕章を 着用するなど交通事故に注意し、作業に従事しなければならない。

(作業環境の確認)

第7条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから、作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第8条 会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることがわかる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

- 第9条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱方法により作業すること。
 - 2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認する とともに、定期的に点検を実施しなければならない。
 - 3 会員は、点検において不良箇所を発見したときは、その器具は使用せず、直ちにセンターに報告しなければならない。

(健康管理)

第10条 会員は、常に健康の管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。 (報告義務)

第11条 会員は、仕事場との往復時や就業中にけがをしたときは、又は体に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者又は本人がセンターに連絡し、応急の処置をとるようにしなければならない。

(その他)

第12条 会員は、この基準に定める以外に、センター等より指示があった場合にはそれに 従い、作業に従事しなければならない。

附則

この基準は、平成元年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。